

減量推進員ニュース

発行：茨木市産業環境部
資源循環課
TEL:072-620-1814
FAX:072-627-0289
E-mail:shigenjunkan@city.ibaraki.lg.jp

お知らせ

廃棄物減量等推進員を交代される場合は、変更手続をお願いします。

廃棄物減量等推進員の任期は2年であり、今年交代の年ではありませんが、自治会や管理組合の役員の交代や引っ越し等で廃棄物減量等推進員を変更される場合は、変更の手続が必要です。

廃棄物減量等推進員の変更手続について

変更の申請は自治会長から申請いただく必要があります。つぎのいずれかの方法で手続ください。

✓ 電子での申請

資源循環課のホームページ(下記のページ)に掲載しているフォーマットから入力ください。

✓ 紙(推薦報告書)での申請

推薦報告書は、①資源循環課のホームページ(下記のページ)からダウンロード、②資源循環課の窓口(市役所南館3階②番)で入手してください。(いずれの方法でも入手が難しい場合は、お電話でお問い合わせください。)

【ご記入後の提出は…】

- ①郵送の場合 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市 産業環境部 資源循環課
- ②持参の場合 茨木市役所南館3階25番窓口



【資源循環課のホームページの掲載ページ】 右のQRコードの読み取りで接続できます ▶
ホーム>くらし・手続き>ごみ・し尿>ごみの減量・再資源化の取組み>廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員の腕章をお持ちの場合は

現在お持ちの腕章については、自治会内で引継ぎをお願いします。なお、この腕章は廃棄物減量等推進員の活動をしていただくにあたり、必要な方にのみお配りしているもので、2種類あります。

【緑色の腕章】

廃棄物減量等推進員さんに配布しています。

廃棄物減量等推進員

【青色の腕章】

廃棄物減量等推進員さんとともにごみの減量・再資源化にご協力いただける方に配布しています。

みんなで取り組むごみ減量

現在お手持ちになく、配布を希望される方は資源循環課窓口で随時お渡ししておりますのでお申し出ください。

紹介

スプレー缶・カセットボンベ類・使い捨てライターは、完全に使い切ってください!



火災の原因となるため、ガス抜き作業は、必ず屋外で、また、風通しがよく火の気のない場所で作業を行うようにしてください。

「ガス抜きキャップ」等を使用し、完全にガスを抜き取る

他のごみとは分け、中身が見える45L以下の透明袋に入れ、「ガス抜き済み」と表示し、普通ごみに出す



中身が残っている場合は、普通ごみには出せません。どうしても中身が抜けなかったものについては、市の拠点施設で、市の収集職員が直接収集を行う「スポット収集」をご利用ください。(スポット収集の場所・日時は市のホームページ環境事業課のメニューからご確認ください)

紹介

カラスによるごみの散乱を防ぎましょう。



カラスが集積場所のごみを荒らして困るという苦情をよく聞きます。主な原因は、簡単にエサとなる生ごみにありつけるからだといわれています。カラスの繁殖期は3月から7月で、この時期、カラスの活動は活発になります。

ごみの出し方次第で、環境やまちの美観を損ねることはもちろん、格好のカラスのエサとなります。カラスが活動しにくい街にするには、まずエサを絶つことです。

ごみ出しのルールとマナーを守り、ちょっとした心掛けでカラス被害を防ぎましょう。

効果的な対策は、ごみを出す際のちょっとした工夫

●生ごみを減らしましょう

カラスはエサを見つけた場所をよく覚えていて、同じ場所に何度も来ます。言い換えればエサのない集積場所には来なくなります。

食品のムダ、食べ残しを少なくし、さらに生ごみ処理機等を活用するなど、できる範囲で生ごみを減らしましょう。



●生ごみは外から見えないようにしましょう

カラスはごみ袋の中にエサがあるかどうか、臭いではなく、目で見て判断します。カラスにとって見つけにくくなれば、狙われることも少なくなります。

生ごみは新聞紙や紙袋で包むなど、外から見えない工夫をしてから、45Lまでの透明袋に入れましょう。またごみ袋の中心に入れることでも効果があります。

●防鳥ネットを使いましょう

カラスはネットの端を持ち上げ、すき間からごみ袋を引き出したりします。

ネットの端をごみ袋の下に包み込むようにしっかりかぶせて、すき間がないようにしましょう。また、ネットの端におもりを置くのも効果的です。ネットはごみの量にあったものを使いましょう。



●ごみを出す時間を守りましょう

ごみが長時間置かれていると、その分、荒らされる時間が長くなります。

ごみは収集日の朝、明るくなってから8時までの間に出すことで被害を最小にすることができます。

防鳥ネットの貸与



市で登録されたごみ集積場所を管理している自治会や地域の団体等に対して、防鳥ネットの貸し出しを行っています。環境事業課（東野々宮14-1）または資源循環課（市役所南館3階25番窓口）へお越しください。

防鳥ネットが不要になったときは市にお返し願います。また破損したときは新しいものと交換しますので、破損したネットをお持ちのうえお越しください。

お知らせ

4月から臨時ごみの処理手数料が変わります！

適正な手数料の負担にご理解とご協力をお願いします。

家の整理や引越などで一度に多量のごみが出る場合は、臨時ごみとしての処理（有料）をご検討ください。臨時ごみの処理方法は、下記の2つの方法があります。



方法 1

臨時の収集を申し込む
TEL:072-634-0351
(環境事業課業務係)

- 【1】申込み 前日までに、電話で収集の申込みをする。
受付時間：午前8時45分～午後5時15分（土日年末年始を除く）
- 【2】ごみ出し 収集当日、朝9時までに出す。
- 【3】支払い 後日、送付される納付書で手数料を支払う。

処理手数料
10kgにつき240円
スプリング入りマットレス
1枚につき800円

●資源物の収集はできません。／収集日は月曜日～金曜日で先着順です。

方法 2

環境衛生センターへ
直接持ち込む
TEL:072-634-1627
(環境事業課施設係)

- 【1】申込み 前日までに、電話で持ち込みの申込みをする。
受付時間：午前8時45分～午後5時15分（土日年末年始を除く）
- 【2】持込み 搬入当日、環境衛生センター事務室（管理棟2階）で受付をする。
その後、計量所を通り指定場所にごみを捨てる。
- 【3】支払い 再度、計量所を通り、手数料を支払う。

処理手数料
10kgにつき90円
スプリング入りマットレス
1枚につき500円

●持込できる時間は、平日の午後1時から午後4時の間です。

注意 方法1・2ともに申込み時に住所・氏名・電話番号・品目・個数・希望日などを伺いますので、ご準備の上でお電話をお願いします。